

林業・木材産業関係者の皆さんも対象です！

家賃支援給付金のお知らせ

～林地等事業用地の賃料 も対象です～

「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、特に地代・家賃の負担軽減を目的に支給するものです。

ポイント

① 税務申告をした林業・木材産業関係者が対象になります。

昨年の売上高や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の売上高について税務申告をしていることが必要です。

✓ 2019年の、確定申告（所得税）又は住民税の申告のいずれかを行っていれば、申請が可能です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した方が対象になります。

2020年5～12月の売上高が、

- いずれかの月について前年同月比**50%以上減少**
- 連続する3ヶ月について前年の同じ期間に比べて**30%以上減少**

のいずれかになっていれば**対象**になります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少となる例

- ◇ 木材需要の急速な減少により、出荷ができないため、売上高が減少。
- ◇ 雇用維持のため、木材の生産販売を伴わない事業に振り替えたため売上高が減少。

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

✓ 対面での申請支援窓口は今後、全国で設置予定です。

給付額（上限600万円）（個人の場合は上限300万円）

土地や建物の賃料の平均月額(※)の合計が、

75万円まで ⇒ 給付率は 2/3

最大 50万円×6か月分

（個人の場合 37.5万円まで ⇒ 給付率は 2/3 最大25万円×6か月）

75万円より高い ⇒ 50万円 + 1/3（賃料-75万円） **最大100万円×6か月分**

（個人の場合 37.5万円より高い

⇒ 25万円 + 1/3（賃料-37.5万円） 最大50万円×6か月分）

※賃料が年払いの場合は、12で割った額（平均月額） また、賃料の支払実績が必要です。



「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請に必要な書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 賃貸借契約を証明する書類
- ② ①の契約内容を整理した要約書
- ③ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料（**確定申告書、売上台帳**など）
- ④ 賃料を支払ったことを証明する銀行通帳の写し、振込明細書など
- ⑤ 本人確認資料（運転免許証、個人番号カード等）

給付額の計算例

生産規模3,000m³、売上高3,000万円（平均月売上250万円）、
賃料年72万円（月額換算で6万円）の方

2019年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	200万円	200万円	200万円	200万円	300万円	300万円	300万円	300万円
2020年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	130万円 (▲35%)	130万円 (▲35%)	120万円 (▲40%)	95万円 (▲52%)	120万円 (▲40%)			

3ヶ月で▲30%

1ヶ月で▲50%

※どちらかの要件を満たせば対象になります。

給付額の計算

$$6 \text{ 万円} \times 2 / 3 \text{ (給付率)} \times 6 \text{ ヶ月} = \underline{\underline{24 \text{ 万円}}}$$

申請期間・方法

✓ **令和2年7月14日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

※ 特段の事情があり間に合わない方は、理由書(様式自由)を添付すれば
令和3年1月31日23時50分まで追加の提出が受け付けられます。



✓ 申請は、家賃支援給付金ホームページをアクセス！

家賃支援給付金

検索

まずはこちらに相談！

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930

受付時間 8:30 ~ 19:00

8月31日まで：全日対応 9月1日以降：平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く）

〈このパンフレットに関するお問い合わせ先〉 農林水産省林野庁経営課（TEL 03-6744-0483）